

第 7 期横須賀市障害福祉計画（第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む）
（案）に関するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和 5 年（2023年）11月17日（金）から12月 6 日（水）まで

2 意見提出者数及び意見件数

13人の方から89件の意見の提出がありました。

■ 提出状況

提出方法	人 数
直接提出	2人
郵 送	0人
ファクス	2人
E-mail	9人
そ の 他	0人
合 計	13人

■ 章別の件数

項 目 名	件数
第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1 件
第 2 章 障害者を取りまく現状	0 件
第 3 章 成果目標	
福祉施設の入所者の地域生活への移行	0 件
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 件
地域生活支援の充実	0 件
福祉施設から一般就労への移行等	6 件
障害児支援の提供体制の整備等	7 件
相談支援体制の充実・強化等	6 件
障害福祉サービス等の質の向上	4 件
第 4 章 障害福祉サービス等の見込量等	
訪問系サービスの見込量	1 件
日中活動系サービスの見込量	12件
居住系サービスの見込量	14件
相談支援の見込量	2 件
障害児通所支援等の見込量	2 件
相談支援事業等の見込量	1 件
意思疎通支援事業の見込量	1 件
日常生活用具給付等事業の見込量	0 件
移動支援事業および日中一時支援事業の見込量	10件
地域活動支援センター事業（地域作業所含む）の見込量	6 件
その他計画を推進するにあたって留意すべき視点	3 件
第 5 章 計画の推進体制等	0 件
その他、意見や要望	12件
合 計	89件

3 提出された意見の概要及びそれに対する考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方 (P. 1～P. 2)

No.	意見の概要	件数	考え方
1	<p>今回の計画は、「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」という Yokosuka ビジョンの目標に基づき、分かりやすく市の考え方を伝えていて、障害当事者を含む市民に寄り添ったものと評価する。</p> <p>このスタンスを継続することを明確にするためにも、第1章に「今回策定した計画は第3章第4章に、具体的課題ならびに目標達成に向けた取り組みを記載しました。行政の方向性を示すことにより「誰もが自分らしく幸せに生きられるまち」の実現に資するものであることを明らかにしています。」との記載の追加を希望する。</p>	1	<p>障害のある人も含むすべての市民にとって分かりやすい内容とすることを意図して策定していることを明示するため、第3章の冒頭に、「<u>本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みを分かりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状・課題」、「成果目標等の設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。</u>」との記載を追加します。</p> <p>また、第4章の冒頭にも、「<u>第3章にない、本章の各項目も、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。</u>」との記載を追加します。</p>

第2章 障害者を取りまく現状 (P. 3～P. 24)

意見なし

第3章 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (P. 26～P. 27)

意見なし

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P. 28～P. 29)

No.	意見の概要	件数	考え方
2	<p>地域移行にあたっては、地域包括ケアシステムの構築やアウトリーチなど、長期的に関わる体制が必要であることも念頭に置いて対応してほしい。</p>	1	<p>いただいたご意見を念頭に置いて引き続き対応していきます。</p>

(3) 地域生活支援の充実 (P. 30～P. 32)

意見なし

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 (P. 33~P. 34)

No.	意見の概要	件数	考え方
3	一般就労について、企業側が障害者雇用を検討するハードルを下げられるような取り組みや、企業が安定的・継続的に障害者雇用ができるような配慮をしてほしい。	1	障害のある人の一般就労の促進や職場定着は、経済的自立や社会参加による生きがいを生み出すという点で、本市としても重要な施策であると認識しています。 いただいたご意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
4	一般就労に向けた企業実習や定着支援をもっと充実させてほしい。	1	
5	職場定着支援の職員の増や、処遇改善を図ってほしい。	2	
6	特に支援学校を卒業する学生など、早期に雇用ニーズを把握し、ニーズにマッチする雇用先の募集や誘致をしてほしい。	1	
7	求人票に、企業側が提供している配慮や、受け入れ可能な障害の種類・特性も記載してもらえれば、採用のミスマッチが減ると思う。	1	ハローワークの求人票の項目は全国統一の内容であると認識していますので、対応は難しいものと考えますが、ご意見は機会をとらえて関係機関等と共有したいと思います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 (P. 35~P. 37)

No.	意見の概要	件数	考え方
8	主に重症心身障害児を支援する事業所数の目標について、現状の事業者数を踏まえ、「5カ所以上」としたほうがよい。	1	令和5年11月現在、市内の主に重症心身障害児を支援する事業所は3カ所存在し、現在の案における目標を達成しています。 そこでご意見を踏まえ、より高い目標を設定するため、成果目標を「 <u>5カ所以上を確保</u> 」に変更します。 また、成果目標・活動指標の設定の考え方のうち、当該目標の説明文について、「主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年11月現在で市内に <u>3カ所</u> 存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに少なくとも <u>5カ所</u> を確保することを目標とします。」に修正します。
9	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの指標について、「実施者数(支援者)」を指標とする必要性があまり感じられないので、削除したほうがよい。	1	現在ペアレントトレーニング等の支援プログラムは、市内では専門機関である療育相談センターのみで実施しており、計画期間中に実施者が増えることは見込んでいません。 そこでご意見を踏まえ、 <u>活動指標の「実施者数(支援者)」については削除します。</u>
10	医療的ケア児を受け入れることができる放課後等デイサービス事業所を増やしてほしい。	1	活動指標の設定のとおり、各年度1カ所ずつ増やしていくことを目指し、支援者の養成等の取り組みを検討していきます。
11	発達障害が疑われるときの相談先を充実してほしい。	1	行政機関の相談窓口のほか、発達支援コーディネーターの養成などを通じ、保育園等でも一次的な相談が受けられるような体制づくりを検討していきます。
12	「幼稚園、保育園、学校生活等の課題について、教育委員会と連携をもった取り組みをします」との記載の追加を希望する。	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組みのうち、「保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図ります。」とあるところを、「 <u>～障害理解の促進を図るとともに、これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。</u> 」と修正します。

13	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に対する市のスタンスを明確にするために、「法の理念に沿った対応をします。」という記載を希望する。	1	ご意見を踏まえ、目標達成に向けた取り組みに、「 <u>医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応します。</u> 」との記載を追加します。
14	医療的ケア児の実態が把握できる仕組みを考えてほしい。	1	医療機関等の関係機関と情報連携しながら、医療的ケア児の人数やニーズを把握できる仕組みづくりを検討します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等 (P. 38~P. 39)

No.	意見の概要	件数	考え方
15	相談支援事業所の数や相談支援専門員の人数を早急に増やしてほしい。	2	令和5年度に、市内5カ所の障害者相談サポートセンターの相談支援専門員を2人から3人に増員するなど、本市としても対応を進めていますが、十分ではない状況であることは認識しています。
16	相談支援員の処遇改善と労働環境の整備を早急にしてほしい。	1	「複数の相談支援事業所における協働モデル事業」の実施により、まずは相談支援事業所の報酬額のアップや連携強化を図ることで相談支援員の処遇を向上することから進めていきたいと考えています。
17	相談支援専門員の質とはどのようなことを指すのか、質を向上するためにどのような施策をしようとしているかを知りたい。	1	相談支援専門員の質を具体的に示すことは難しいですが、基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心に指導・助言を行ったり、障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施による相談支援専門員同士の連携強化を図ったりすることにより、スキルや対応力の向上を図ります。
18	福祉や医療などの専門職の連携により、相談支援の充実を図ってほしい。	1	福祉や医療機関で構成される既存の協議会等において連携を図ることで、相談支援の充実を図っていきます。
19	相談支援専門員の仕事を色々な媒体や場で知る機会を設けてほしい。	1	相談支援専門員の重要性を啓発する機会を創出できないかを検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上 (P. 40)

No.	意見の概要	件数	考え方
20	グループホームの支援員の質が今どのレベルなのかと、どれくらいの質にしようとしているかを明示してほしい。	1	グループホームの支援員の質を具体的に示すことは難しいですが、基幹相談支援センター等による研修等の実施により、知識や支援力の向上を図ります。
21	重度障害のある人を支援できる人材を増やしてほしい。	2	強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修等の受講促進のための助成制度の検討などにより、重度障害のある人を支援できる人材の育成を図ります。
22	研修の活用や、同業者との関係性の構築により、福祉に関わる支援者全体の質の向上を図ってほしい。	1	基幹相談支援センター等による研修等を実施するほか、既存の協議会等を通じた連携強化により、障害者福祉に関わる支援者全体の質の向上を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の見込量等

(1) 訪問系サービスの見込量 (P. 42~P. 43)

No.	意見の概要	件数	考え方
23	重度訪問介護を障害児も利用できるようにしてほしい。	1	<p>重度訪問介護の対象者は、原則として18歳以上の重度の肢体不自由者、または知的障害者もしくは精神障害者で常時介護が必要な人と定められており、</p> <p>「15歳以上の障害児であって、児童相談所長が必要性を認めた場合」を除いては、障害児が重度訪問介護を利用することはできません。</p> <p>このため、障害福祉サービスやその他のサービス等を組み合わせること等により、必要な支援を提供することができないか、個々の状況に合わせて一緒に考えていきます。</p>

(2) 日中活動系サービスの見込量 (P. 44~P. 47)

No.	意見の概要	件数	考え方
24	「見込み量には、令和5年度及び令和7年度に、地域活動支援センターから生活介護事業所に2カ所が移行することを考慮しています」とあるが、令和5年度に移行した事業所は1カ所で、かつ移行したサービスは就労継続支援B型のため、記載内容と生活介護の見込量を修正したほうがよい。	1	ご指摘いただいた内容のとおり誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。ご指摘を踏まえ、生活介護の見込量を修正し、見込量の設定の考え方の当該見込量の説明文を、「生活介護については～積算しました。また、見込量には、令和7年度に、 <u>地域活動支援センターから生活介護事業所に2カ所が移行することを考慮しています。</u> 」に修正します。
25	障害のある人の日中活動の場をもっと増やしてほしい。	1	日中活動系のサービス事業所については、市内のニーズを充足できるよう、市として対応を引き続き検討していきます。
26	障害のあるこどもが大人になった時の居場所を用意してほしい。	1	
27	生活介護事業所が責任をもって利用者を送迎することを基本にしてほしい。	1	事業所によって人員体制など状況が様々であるため、送迎を行うことを基本とすることは難しいと考えますが、利用者を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き事業所に働きかけていきます。
28	生活介護事業所では通所しないと報酬の請求ができないため、事情があって通所できない人の支援は事業所が持ち出しで対応している。 それを救える制度を検討してほしい。	1	日頃から障害のある人それぞれの事情に寄り添ってご対応いただきありがとうございます。 国の報酬制度に関わるご意見ですので、ただちに対応することは難しいと考えますが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。
29	市内に宿泊型自立訓練事業所を作してほしい。	1	まずは市内で施設入所支援事業等を行っている法人に対して、新たに設置することができないか、働きかけていきます。
30	就労継続支援B型の工賃アップを図ってほしい。	1	工賃のアップに向けて、施設の授産品の販路拡大など、市としてできる限り協力していきたいと考えています。
31	市内に短期入所施設が不足している。特に緊急時に短期入所ができる施設を早急に作ってほしい。	4	短期入所のニーズに対する施設の不足については認識しており、市として対応を引き続き検討していきます。 また、緊急時の短期入所については、地域生活支援拠点の整備を進める中で、受け入れ体制の構築を図っていきます。

32	緊急時の短期入所のコーディネートについて、具体的にどのような仕組みにしようとしているかを明示してほしい。	1	現時点で具体的なコーディネートの仕組みのイメージはお示しできませんが、地域生活支援拠点の整備を進める中で、市内の相談支援事業所や短期入所事業所等と連携しながら仕組みづくりを進めていきます。
----	--	---	--

(3) 居住系サービスの見込量 (P. 48~P. 50)

No.	意見の概要	件数	考え方
33	重度の障害のある人が入居できるグループホームを市内に作ってほしい。	6	「見込量達成に向けた取り組み」に記載している取り組み等の検討を進めることにより、重度の障害のある人や肢体不自由のある人が入居できるグループホームの増と、職員の育成や職場環境の質の向上を図ります。
34	肢体不自由のある人のグループホームを市内に作ってほしい。	1	
35	グループホームの職員の育成と、その人たちが離職しないような職場環境づくりに取り組んでほしい。	1	
36	グループホームに外部の居宅介護を利用できる制度を検討してほしい。	2	現在の国の制度の経過的措置が今後どのようになるかを見極めたうえで検討したいと考えています。
37	グループホームについて災害時の備えや意識が不足していると感じるので、いざという時のための準備を呼びかけてほしい。	1	具体的にどのような備えが必要かなど、まずはグループホームの事業者と意見交換できないか検討したいと思います。
38	グループホームについて、希望する人がきちんと入居できる体制を具体的に作ってほしい。	1	グループホームについては、引き続き現状の把握に努め、必要な施策を検討していきたいと考えています。いただいたご意見については、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
39	グループホームで週末や祭日に利用できないところがあり、週末等に帰宅を余儀なくされるので、その状況を解決する制度・方法を考えてほしい。	1	

40	グループホームのサービスに関するトラブルがあった場合の、解決のための相談先を示してほしい。	1	<p>グループホームでは、指定運営基準に基づき、苦情解決の相談窓口を設置し、苦情受付担当者及び苦情解決責任者を定めることなどにより、サービスに関するトラブル等に対して、適切に対応することとなっています。</p> <p>このほか、苦情等の相談窓口として、神奈川県社会福祉協議会に設置されている「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」があります。</p> <p>また、苦情等の内容によっては、本市の障害福祉課や指導監査課も相談を受け付けています。</p>
----	---	---	---

(4) 相談支援の見込量 (P. 51~P. 53)

No.	意見の概要	件数	考え方
41	特別支援学校高等部の卒業生の計画作成がセルフプランになってしまう現状の問題は改善を図ってほしい。	1	療育相談センター以外の相談支援事業所が新たに計画を作成しやすくなるような取り組みの検討を進めることで、改善を図っていきたいと考えています。
42	障害児の計画作成をセルフプランに切り替えるのはやむを得ない措置として記載されていると考えるため、誤解のないように「セルフプランでの対応が可能な学齢児の～」という文章の前に、「当面の措置として」と記載の追加を希望する。	1	ご意見を踏まえ、見込量達成に向けた取り組みのうち、「横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、セルフプランでの対応が～」とあるところ、「横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、 <u>当面の措置として</u> 、セルフプランでの対応が～」と修正します。

(5) 障害児通所支援等の見込量 (P. 54~P. 57)

No.	意見の概要	件数	考え方
43	早い時間から開所していたり、延長利用ができたりする放課後等デイサービスや日中一時支援事業所を増やしてほしい。	1	<p>令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定の検討の中で、放課後等デイサービス事業所の開所時間の延長についての議論も行われていると聞いています。</p> <p>そのため、まずは国の動向を見守りたいと思います。</p>

44	放課後等デイサービス事業所が増えたことによる影響を調査してほしい。	1	放課後等児童デイサービス事業所は年々事業者数が増加していますが、それに応じて様々な課題も生まれていると認識しています。 今後施策を進める中で、必要に応じて実態調査なども検討したいと思います。
----	-----------------------------------	---	--

(6) 地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量 (P. 58~P. 62)

No.	意見の概要	件数	考え方
45	成年後見制度の推進にあたって、手続きの煩雑さを解消するための具体的な取り組みを検討してほしい。	1	市や「よこすか成年後見センター」を中心に、関係機関と連携しながら成年後見制度の利用促進を図っていく中で、手続きの煩雑さを解消する取り組みも検討していきます。

(7) 地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量 (P. 63~P. 65)

No.	意見の概要	件数	考え方
46	重度の知的障害で、自分の思う通り言葉が出ない人も、意思疎通支援事業の対象者にしてほしい。	1	現在の意思疎通支援事業は聴覚障害のある人や盲ろう者、失語症者を対象としたもので、派遣する人材も手話通訳者や要約筆記者が主であるため、知的障害のある方の対応は難しいですが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。 なお、入院時の医療従事者とのコミュニケーション支援については、「重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業」の利用が可能な場合があります。

(8) 地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量 (P. 66~P. 67)

意見なし

(9) 地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量 (P. 68~P. 70)

No.	意見の概要	件数	考え方
47	移動支援のヘルパーの報酬単価の見直しを早期に行ってほしい。	1	移動支援事業については、報酬やルールなど多くの課題があると認識しています。これらの諸課題について、障害とくらしの支援協議会の移動支援部会において制度の見直しに向けた検討を進めながら、課題解決と周知に向けて取り組んでいきます。
48	通所先への移動支援を充実してほしい。	1	
49	移動支援のグループ送迎の利用が伸び悩んでいることについて、アンケートを行うなど原因をきちんと追究したほうがよい。	1	
50	移動支援事業のヘルパーの認知度が低いので、もっと多くの人にその仕事を知ってもらいたい。	1	
51	自力で通所できるよう訓練するための移動支援の利用の仕組みはぜひ整えてほしい。	1	
52	移動支援事業の運用ルールを作り、事業者と利用者に周知してほしい。	1	
53	誰が責任をもって移動支援事業の利用目的や方法を説明するかを明確にしてほしい。	1	
54	移動支援事業の利用方法について、契約時に事業者側から口頭と書面での説明と、書面の利用者への提出を義務化してほしい。	1	

55	<p>ルール通りに移動支援事業者が利用者を送り届けられないなど、利用者の安全に関わる事案が出た時の通報先や、ルール違反を指導する機関を作してほしい。</p>	1	<p>移動支援事業については、本市と移動支援事業者との業務委託契約書に基づき、「本市は、必要に応じ、移動支援事業者に対して、業務の執行状況及び経理内容について報告を求め、又は調査若しくは監査をすることができる」こととしています。</p> <p>したがって、利用者の安全に関わる事案が出た時の通報先やルール違反を指導する機関は、本市の障害福祉課となります。</p> <p>なお、事案等の内容によっては、本市の指導監査課と連携して対応する場合があります。</p>
56	<p>自宅と事業所が近いなどの理由で移動支援が認められない事例があるが、本当に困っている人については事情を汲んで支給決定をしてほしい。</p>	1	<p>ご意見のような事例も考慮しながら、移動支援の利用のルール等を検討していきます。</p>

(10) 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業（地域作業所含む）の見込量
(P. 71～P. 72)

No.	意見の概要	件数	考え方
57	「令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行し、1カ所が事業を廃止しています。」とあるが、障害福祉サービス事業所に移行したのは正確には令和5年4月1日なので、表現を修正したほうがよい。	1	ご指摘いただいた内容のとおり表現が正しくありませんでした。大変申し訳ありませんでした。 ご指摘を踏まえ、見込量の設定の考え方の当該見込量の説明文を、「令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行し、1カ所が事業を廃止しています。～」とあるところ、「 <u>令和4年度末に1カ所の地域活動支援センターが事業を廃止し、令和5年度当初に1カ所の地域活動支援センターが障害福祉サービス事業所に移行しています。</u> ～」に修正します。
58	規模の小さい施設や作業所であっても、安定的に経営できるように配慮してほしい。	2	地域活動支援センターや地域作業所については、市と事業所で今後も話し合いを重ねながら、今後の役割やあり方の整理を進めていきます。 そのうえで、障害福祉サービスへの移行が難しい事業所については、整理した役割に基づく事業所運営が今後も安定的に継続できるよう、市として必要な支援を行っていきたいと考えています。
59	地域活動支援センターの役割を明確にし、どの地域にどのように整備していくかを考えてほしい。	1	
60	地域活動支援センターで通所できなくなった人の支援をしているが、少ない職員でどこまで支援できるかが課題になっており、今後について一緒に考えてほしい。	1	
61	地域活動支援センターの今後のあり方や方向性について、市と事業所で継続して話し合いの場を持ってほしい。	1	

(11) その他計画を推進するにあたって留意すべき視点 (P. 73～P. 75)

No.	意見の概要	件数	考え方
62	共生型サービスのニーズ把握をしたうえで、まずは実際に市内に事業所を作ってほしい。	1	共生型サービスについては、市内では、生活介護事業所が1カ所指定されているだけであり、認知度も低いことから、まずは当事者や事業関係者への制度の周知を図ることから進めたいと考えています。
63	障害者とその親が一緒に住むことのできる複合施設の存在について、積極的に周知を図ってほしい。	1	

64	65 歳を過ぎてのサービス利用については、一人ひとりの意思を尊重して、丁寧に対応してほしい。	1	65 歳以降も継続して障害福祉サービスの利用を希望する場合には、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、一人ひとりの意思を尊重し、個々の状況に応じて支給決定するよう、丁寧に対応していきます。
----	--	---	--

第5章 計画の推進体制等 (P. 76)

意見なし

その他、意見や要望

No.	意見の概要	件数	考え方
65	人材確保のためにも、ホームヘルパーや施設職員など、障害者福祉の従事者について、仕事の内容に見合った報酬にしてほしい。	4	今後、令和6年度に障害福祉サービス等の報酬改定が行われる予定であるため、まずは国の動向を見守りたいと思います。
66	訪問指導事業による障害者に対する機能訓練やリハビリについて、実態や実績を明らかにし、また理学療法士の事業所巡回について、現状と方向性を計画に落とし込んでほしい。	1	本市の健康増進課で実施している「訪問指導事業」は、機能訓練やリハビリを目的に継続的に実施するものではなく、療養上の保健指導が必要な40～64歳の人とその家族を対象に、理学療法士や管理栄養士等が訪問して必要な指導を行うものです。 また、本市の障害福祉課が実施している理学療法士の事業所巡回については、本計画が国の基本指針に基づいた成果目標やサービス見込量を定めるものであるため、現状や方向性を記載することは難しいですが、理学療法士を配置することができない事業所にとっては、必要な事業であると認識しているため、今後も引き続き実施していきたいと考えています。
67	障害のある方の施設を市内に作る際に、近隣住民の方々への説明会を市が仲立ちするなど、施設が地域と良い関係を作ることができるよう支援してほしい。	1	個々の施設ができる際の住民説明会等に市が参加することは難しいと考えますが、広く市民に対する障害のある方への理解促進のための啓発は、今後も引き続き行っていきます。
688	野比に送迎ができる生活介護事業所がない。	1	利用者のニーズを満たす事業所が市内にバランスよく設置されることが望ましいという観点から、今後の施策検討の参考にさせていただきます。
69	地域には、実態が把握できていない、引きこもりや困りごとを抱えた人が多く存在しているということを考慮して施策を進めてほしい。	1	いただいたご意見を念頭に置いて引き続き進めていきます。
70	紙おむつの支給について、年齢によって金額の増額や基準の緩和をしてほしい。	1	限られた財源の中で今後も事業を安定的に継続していくため、現時点で紙おむつの支給基準や金額の変更は難しいと考えますが、いただいたご意見を今後の施策検討の参考とさせていただきます。

71	横須賀市で障害のある人の文化的活動を支える企画を考えてほしい。	1	いただいたご意見については、障害福祉課だけではなく、全市的な対応が必要な内容となりますので、関係部署と情報共有し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
72	早期療育に取り組めるよう、5歳児検診を取り入れてほしい。	1	
73	就学後もPT、OT、STの利用ができるようにしてほしい。	1	